

寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター外 廃油売払い業務 仕様書

【適 用】

- 1 本仕様書は、寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター外、以下の【業務場所】に示す水みらいセンター及びポンプ場（以下「施設」という。）の廃油売払い業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- 2 買受者は、本仕様書により本業務を遂行することとする。
- 3 本仕様書に定めのない事項又は、本業務の実施に際し疑義が生じた場合は、大阪府と買受者が協議し定めるものとする。
- 4 買受者は、本業務に関するすべての関係法令等を遵守すること。

【業務目的】

本業務は、施設に保管している廃油（以下「対象物」という。）を買受者に売払うものである。

【業務期間】

本業務の業務期間は契約日から令和9年2月24日までとする。

【業務場所】

(川俣処理区)

川俣水みらいセンター	東大阪市川俣二丁目地内
小阪ポンプ場	東大阪市若江西新町一丁目地内
新家ポンプ場	八尾市新家町一丁目地内
長吉ポンプ場	八尾市南亀井町三丁目地内
寺島ポンプ場	東大阪市西鴻池町四丁目地内
新池島ポンプ場	東大阪市新池島町四丁目地内
小阪合ポンプ場	八尾市南小阪合町一丁目地内
植付ポンプ場	東大阪市中石切町七丁目地内
深野ポンプ場	大東市南新田一丁目地内

(渚処理区)

渚水みらいセンター	枚方市渚内野四丁目地内
-----------	-------------

(鴻池処理区)

鴻池水みらいセンター	東大阪市北鴻池町地内
	東大阪市西鴻池町地内（第2水処理棟）
菊水ポンプ場	守口市菊水通一丁目地内
太平ポンプ場	寝屋川市讃良西町地内
氷野ポンプ場	大東市大東町地内
桑才ポンプ場	門真市東田町地内
茨田ポンプ場	大阪市鶴見区諸口五丁目地内
深野北ポンプ場	大東市深野北二丁目地内
萱島ポンプ場	寝屋川市東神田町地内

【対象物の種類及び予定数量】

- 1 種類：廃油〔潤滑油（タービン油、ギヤ油、コンプレッサ油、ディーゼルエンジン潤滑油、油圧作動油 等）、重油、第3類石油類（高圧絶縁油）〕
- 2 性状：匂い有り、潤滑油（粘度VG32～460相当）と重油、第3類石油類の混合状態（主に潤滑油で一部重油、第3類石油類が混じる程度）
- 3 発生工程：設備機器の潤滑油交換及び保守点検に伴い発生するもの。
- 4 予定数量と搬出時期： 55, 100リットル
川俣処理区 29, 500リットル
渚処理区 1, 100リットル
鴻池処理区 24, 500リットル
（上記数量は予定数量であり、廃油数量は変動する。）
別紙『令和8年度 予定廃油量及び搬出時期一覧』のとおり

【使用車輛】

- 1 本業務に使用する運搬車輛は、タンクローリー車とし、関係法令による許可を受けた登録車輛を使用すること。
- 2 新池島ポンプ場及び鴻池水みらいセンター第2水処理棟、萱島ポンプ場においては、「大型貨物自動車通行止め」の規制がかかっているため、適正な運搬車輛を使用し、交通規則を遵守すること。

【業務内容】

- 1 買受者は、各施設に保管している対象物を10月、12月、2月の3回を目途に回収すること。
- 2 対象物の搬出は業務期間内に完了することとし、これに係る費用は買受者の負担とする。

- 3 買受者は、回収した対象物の確定（以下「確定数量」という）を行うため、大阪府の立会いの下、業務場所毎にタンクローリー専用の検尺棒を用いて積込み後の目盛から積込前の目盛を差引いた量を計測するものとし、対象物回収後、速やかに大阪府に対し、別紙様式の「数量確定報告書」を提出すること。なお、検尺棒は、計量法に適合したものを使用し、油の位置が目盛りと目盛りの間にある場合は、目盛り間を10等分して読み取ること。
- 4 買受代金は買受金額（1リットルあたりの単価）に確定数量を乗じ、消費税相当分を加算した金額（算出の結果、1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てる。）とする。
- 5 買受者は、10月、12月、2月の対象物の回収後に、大阪府が発行する納入通知書により納入期限内に納付するものとする。
- 6 買受代金納付後、納入通知書兼領収書の写しを大阪府に提出すること。

【業務実施における留意事項】

- 1 本業務の実施にあたっては、周辺の施設等に損害を与えないよう十分に注意すること。なお、損害を与えた場合は、買受者の責任において復旧すること。
- 2 本業務に従事する者は、有効な危険物取扱者資格を現に保有している者であること。
- 3 本業務の対象物から再生不能物（廃棄物）が発生したときは、買受者の責任と負担にて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める基準により処分すること。
- 4 買受者は、本業務に当たり使用車両番号及び収集運搬車登録一覧表（近畿及び近畿付近等）、その他、大阪府が求める事項を提出すること。
- 5 大阪府は、買受者がこの仕様書に定める業務を履行しないときは、契約を解除することができる。
- 6 買受者がこの契約に定める義務を履行しないため大阪府に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

令和8年度 予定廃油量及び搬出時期一覧

業務場所	数量(L)		期間毎予定発生量			備考
			7～9月	10～12月	1～3月	
川俣水みらいセンター	約	17,400	1,300	10,900	5,200	
小阪ポンプ場	約	2,400	400	1,900	100	
新家ポンプ場	約	900	100	0	800	
長吉ポンプ場	約	300	300	0	0	
寺島ポンプ場	約	5,400	3,500	1,600	300	
新池島ポンプ場	約	1,900	200	1,600	100	大型車不可
小阪合ポンプ場	約	200	100	100	0	
植付ポンプ場	約	100	40	30	30	
深野ポンプ場	約	900	300	600	0	
計(寝屋川南部流域)	約	29,500	6,240	16,730	6,530	
渚水みらいセンター	約	1,100	300	600	200	
計(淀川左岸流域)	約	1,100	300	600	200	
鴻池水みらいセンター	約	5,500	0	4,800	700	
鴻池水みらいセンター第2	約	2,200	0	1,000	1,200	大型車不可
なわて水みらいセンター	約	0	0	0	0	鴻池第2に搬送
菊水ポンプ場	約	300	0	300	0	
太平ポンプ場	約	1,500	0	1,500	0	
氷野ポンプ場	約	3,600	0	2,300	1,300	
桑才ポンプ場	約	2,100	0	2,100	0	
茨田ポンプ場	約	3,500	500	2,500	500	
深野北ポンプ場	約	4,200	0	2,000	2,200	
萱島ポンプ場	約	1,600	0	400	1,200	大型車不可
計(寝屋川北部流域)	約	24,500	500	16,900	7,100	
合計(東部流域下水道)	約	55,100	7,040	34,230	13,830	

(上記数量は予定数量であり、廃油数量は変動する。)